	新潟市教育委員会 平成22年2月 定例会会議録						
日時	平成22年2月12日(金) 午後3時00分						
場所	市役所 白山浦庁名	鲁 2号	棟 4	階 白2	-403	会議室	
出席委員 (6名)	佐藤委員	長	欠席委員				
	髙山委員	<u></u>					
	田中委員	<u></u>					
	小嶋委」	<u></u>					
	山田委員	<u></u>					
	鈴 木 教育	長					
会議に出席した職員	職・氏	職・氏 名 職・日			氏 名		
	教育次長市	市 橋	浩	教職員	員 課 長	逢坂	健太郎
	教 育 次 長 士	長谷川	裕一	総合センタ	教 育 一所長	津 野	敏 江
	教育次長中央図書館長	八木	秀 夫	学校支		南	敦
	事務局参事	大科	俊夫		校ふれあ 進 課 長	坂 井	敏 明
	教育総務課長	川瀬	正之	生涯学習	ョ センタ 大 長	和田	明彦
(19名)	学務課長	朝 妻	厚雄	中央区企画管		上山	茂実
	施設課長	芋 川	常治	歷史文	化課長	倉 地	一則
	保健給食課長	朝 妻	博	教 育 課 長	総 補 佐	佐 藤	栄 治
	生涯学習課長	玉木	一彦	教育 総務企		小 関	洋
				教育総務	务課主査	杉本	浩
その他の出席者							
(名)							

開会	時 刻	午後 3時00分				
	宣言者	委員長				
選挙	議案番号	件名				
	議案番号	件名				
付議事件 (3件)	議案第21号 議案第22号 議案第23号	議案第21号 平成22年2月議会定例会の議案について (1) 平成21年度一般会計補正予算について (2) 平成22年度一般会計予算について (3) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について (4) 新潟市立小学校条例の一部改正について (5) 新潟市立高等学校条例の一部改正について (6) 新潟市立中等教育学校条例の一部改正について (7) 新潟市公民館条例の一部改正について 新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について 市立小・中・特別支援学校の校長の人事について				
報告 (5件)	記号	件名				
		秋葉区自治協議会からの意見書提出について				
		新潟市立学校適正配置審議会の審議状況について				
		平成22年度全国学力・学習状況調査について				
		古津八幡山古墳史跡整備事業に係る訴訟について				
		指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について				
協議題 (1件)	記号	件名				
		教育ビジョン後期実施計画(素案)について				

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

小嶋委員、山田委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

付議事件、議案第 21 号平成 22 年 2 月議会定例会の議案につきまして、各課からご説明をお願いいたします。

最初に、平成21年度一般会計補正予算について、教育総務課並びに施設課からお願いいたします。

○教育総務課長

議案第21号平成21年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。2月議会補正予算のうち、一つ目の国臨時交付金関連につきましては、5課にまたがりますので、教育総務課から一括してご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の一次補正及び二次補正の追加交付分による経済対策の臨時交付金を活用し、平成 22 年度以降に実施を予定していた老朽校舎改修事業などを前倒して、実施するとともに、教育関係施設の緊急修繕等を行うものであり、各課の事業内容は、資料の補正内訳のとおりでございます。緊急的な改修工事などを早期に事業着手するものがほとんどでありますが、特徴的な事業につきまして、ご説明申し上げます。

総合教育センター改修については、理科教育の充実のため、 現在、西大畑の教育相談センターにある理科実験室等を、西川 の総合教育センター敷地内の施設に移設、整備するものであり ます。総合教育センターは新潟市の合併に伴い、平成 18 年度末 に西大畑から現西川出張所へ移転をいたしました。西川出張所 は3 階建ての建物であり、西部地域土木事務所、西川出張所、 市職員研修所との共有施設であります。立地場所が西に寄って いるので地理的な課題はありますが、研修室としてはすばらし い施設環境でございます。

しかしながら、当時、予算やスペースなどの事情から、西大畑に理科実験室及び準備室、天体施設等を残したままで、残念ながら移設することができませんでした。移設後の約3か年は、

理科教育にかかる研修は西大畑の施設を借用したり、受講者の 便のよい小中学校の理科室を会場にしたり、また、新潟大学の 実験施設をお借りしたりして研修を進めてまいりました。今回 の理科実験室等の移転・整備により、理科教育の一層の振興を 図ることができ、総合教育センターにおいて各学校の支援が可 能になると考えております。また、市民対象の講座の充実も期 待できると考えております。

次に、中央公民館の事業のうち、月潟西公民館につきましては、消防法上の基準を満たすため、庁舎の一部を解体するものでございます。現在は、消防署より特例基準適用を受けて使用しておりますが、その適用が平成22年度で終了することに伴うものでございます。

以上、平成22年度一般会計補正予算についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。つづきまして、国庫負担金の返還 のご説明を、施設課長よろしくお願いします。

○施設課長

それでは、議案第 21 号平成 22 年 2 月議会定例会提出の平成 21 年度新潟市一般会計補正予算についてご説明いたします。

私からご説明いたします補正の内容といたしましては、国庫補助金の返還金でございます。これは平成 16 年 7 月に、公正取引委員会から独占禁止法に照らし違反行為があると認定された本市発注の入札工事について、平成 17 年 12 月から順次工事受注業者に対し損害賠償の請求をしておりましたが、平成 21 年 7 月に和解が成立をいたしました。この和解金が市に納められることにより、超過交付となる国庫補助金につきましては国に返還する必要があるため、これに係る歳出予算の補正をお願いするものです。なお、返還する補助金の総額は 522 万 1,000 円となる見込みですが、和解金を平成 26 年までに分割して納入する関係業者もあることから、今回は平成 21 年度分として、議案に記載のとおり、歳出で 360 万 2,000 円を補正するものでございます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの教育総務課並びに施設課の説明に関しまして、ご 意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○髙山委員

国の補正に伴うということなのですが、保健給食課以下ゼロです。なぜ国が何も補正をしてくれないものがここに出てきたのでしょうか。

臨時経済対策に伴う交付金の事業でございますので、補助金 ○教育総務課長

としてはゼロということでございます。

ということは、交付金は出ているのですか。 ○髙山委員

○教育総務課長 一般財源分が、国から交付されるということでございます。

> 市の持ち出しは基本的にはゼロです。補助金としてはゼロでご ざいますが、一般財源分について国から交付金が受けられる事

業です。

○髙山委員 施設課のお金は交付金ですか。

○教育総務課長 国と書いてあるものが基本的には補助金でございます。一般

> 財源分の交付金については、財務課、市が受け入れますので、 教育委員会の予算としては一般財源ということです。交付金は

一般財源扱いされるという形です。

○髙山委員 ということは、保健給食課以下中央図書館までは交付金が出

たということですか。

どれが交付金の額になるのですか。

一般財源と書いてあるここが交付金になります。 ○教育総務課長

○委員長 そのほかございませんか。

〇山田委員 総合教育センターの理科部門が残っているので、それを移転

> させたいということであり、大変いいことだと思うのですが、 お話にもありました、天体望遠鏡の設置されているドームも一

緒に動くわけですか。

○教育総務課長 詳細につきましては、センター長から。

○総合教育センター 残念ながら、天体ドームはかなり地盤との関係もありますの

で、今回は計上されておりません。理科室、準備室、教材室の 所長

みが対象になっております。

天体ドームが復帰するというか、新設するという話は出てい 〇山田委員

るのですか。

○総合教育センター 経費的にとても高額になりますので、今回はまずは理科室を 所長

優先ということで考えさせていただいております。

市内に余りない大変いい施設で、総合教育センターの自慢の 〇山田委員

> 一つでもありましたよね。一般市民にも開放して欲しい施設で す。そういうことで、できれば、今回ということではないけれ ども、新潟市の教育充実のため、政令指定都市になったわけで すので、もっと枠が広がっているわけですので、そういう方向

にいけばいいなと希望しております。

国庫補助金の 360 万円の返還による影響はないのでしょう ○髙山委員

か。

○施設課長 影響額がこの360万円ということです。

○髙山委員

実際の建設費でしょう。360 万円も返さなければならないわけですよね。そういうことで、何か建築の進捗状況などに影響はありませんか。

○施設課長

特にございません。

○委員長

そのほかございますか。

引き続き、平成 22 年度一般会計予算につきまして、長谷川教育次長、市橋教育次長、八木教育次長よりご説明をお願いいたします。

○長谷川教育次長

平成 22 年度の当初予算の概要につきまして、新規拡充事業を 中心にご説明申し上げます。

まず、右側の当初予算総括表をご覧いただきたいと思います。 歳入予算の総額でございますが、教育委員会全体といたしましては、歳入が約63億9,400万円、歳出が272億1,300万円余りとなってございます。各課別の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、右上にナンバー1と書いてあります。便宜、これを1ページとご理解いただきたいと思います。各事業の概要についてご説明申し上げます。

最初に、教育総務課の学校問題解決支援事業でございます。 学校で生じた解決困難な諸問題に対して、必要に応じて関係機 関や弁護士などの専門家を含めた検討会議を開催して、問題の 早期解決及び学校や教職員の負担軽減を図ろうとするもので、 今年度から新規事業としてスタートしたものでございます。

下の学校図書館支援センターの設置につきましては、現在、 公共図書館であります西川と豊栄の図書館に学校を支援するセンターとして職員を配置しておりますが、来年度は1か所増設いたしまして、学校図書館に勤務している司書に対する研修、 相談、指導の充実に努め、児童生徒や教員の図書館利用の活性 化を図ろうとするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。教育情報発信事業では、「にいがた共育通信」という広報紙を年4回発行するほか、教育フォーラムを開催して啓発に努めてまいります。

その下の教育ビジョンの適正な推進につきましては、来年度から後期の実施計画が始まりますが、これらの施策を着実に実行するとともに、適切な施策評価を通して教育ビジョンの進行管理を図っていくものでございます。

3ページでございます。就学援助事業につきましては、引き 続き一定の所得基準に該当する、いわゆる低所得者の方々への 助成を実施するものでございます。

その下、特別支援教育就学奨励費、奨学金貸付事業、社会人 奨学金貸付事業、学校ICT整備事業などにつきましては、引 き続き実施してまいります。

4ページからは学校の施設関係でございます。最初の指定避難所耐震補強事業では、耐震補強工事と翌年度以降の工事に向けた耐震補強設計を行ってまいります。

その下、学校改築事業ですが、このページ、結・市之瀬小学 校から次のページの小針小学校までは、現在建設中の学校でご ざいます。

5ページの二つ目、亀田東小学校からが新たに建設に着手する学校でございます。亀田東小学校、臼井中学校、山田小学校、 潟東中学校など、校舎並びに体育館などの整備にこれから取り 組んでまいるものでございます。

その下、笹山小学校につきましては、単年度で屋内体育館の 改築を行っていくものでございます。

7ページの下のほうでございますが、大規模改造事業では、 東中野山小学校など小中の5か校で大規模改造を実施してまい ります。

8ページ、いちばん上の太陽光発電設備設置事業では、来年度新たに建設されます荻川小学校に設備の導入を図ってまいります。そのほか、老朽校舎の改修やトイレ改修など、引き続き教育環境の整備に努めてまいります。

その下に、参考として枠組みを組んでおりますが、これらは 指定避難所耐震補強事業や武道場の建設事業などですでにお話 しいたしております今年度の補正予算の中で取り上げたもの で、前倒しをして進めていく事業を参考としてあげさせてもら いました。

続きまして、9ページでございます。学校保健関係でございます。ここでは、各種健康診断を行いまして、幼児・児童・生徒の健康保持に努めてまいります。

次の10ページの二つ目から、学校給食の関係でございます。 米飯給食推進事業では、引き続き地場産の環境保全型栽培コシ ヒカリ 100%を使用した完全米飯給食を実施するほか、引き続 き食育の推進に努めてまいります。

下の二つでございますが、亀田と巻の学校給食センターの建 設に取りかかってまいります。

次の11ページでは、生涯学習関係といたしまして、来年度、

家庭と地域の教育力の向上を図るための調査研究を行ってまいります。

次の学・社・民融合研修では、地域教育コーディネーターや 生涯学習関係職員などを対象とした研修を引き続き実施し、 学・社・民の融合による教育の推進に努めてまいります。

その下、青少年の非行などへの対応といたしまして、青少年 育成員を配置し、街頭育成活動を実施してまいります。

次の12ページでは、困難を抱えた青少年の自立を支援するため、学習機会の提供や支援をする人材育成を行い、引き続き青少年の健全育成に努めてまいります。

○委員長

ありがとうございました。

続いて、市橋教育次長よろしくお願いいたします。

○市橋教育次長

続きまして、学校教育・地域連携担当よりご説明申し上げま す。右上、13ページをご覧ください。

高志中等教育学校整備事業につきましては記載の各課で実施することとなりますが、ここで一括してご説明申し上げます。 平成22年度予算といたしましては、給食関係や生徒・職員用備品などの整備に係る経費のほか、ランチルーム及び特別教室の整備に係る工事の設計経費でございます。

多忙化解消対策推進事業では、学校現場にゆとりを生み出し、 一人ひとりの教職員が児童生徒とじっくり向き合えるよう、多 忙化解消検討会議を開催し、各学校が抱える多忙化の要因を調 査・分析するとともに、検討会議で出された多忙化解消の具体 的方策を実施してまいります。

次に、小学校少人数指導等非常勤講師配置事業でございますが、きめ細かな指導の実践と教員の子どもと向き合う時間の拡充を図るため、40人学級が複数あるなどの小学校に非常勤講師を配置いたします。

教職員採用等事業では、市立幼稚園、小中学校の教員の採用、 管理職の登用に関する選考検査を、引き続き公平、公正、透明 性を徹底して実施してまいります。

教職員の人事管理適正化事業では、教職員の資質・指導力の 向上と学校組織の活性化を図るために、教職員評価制度による 管理職評価、教職員評価を実施し、評価者研修の実施等により、 評価制度の定着と推進を図ってまいります。

次のページのスキルアップ研修事業では、地域と市民からの 学校教職員への信頼確保に向けて双方向型の研修をより充実さ せるとともに、若手教師道場やマイスター養成塾など、各教職 員のライフステージや教育課程に応じた研修講座の質を高めていくことにより、新潟市全体の教師力の一層の向上を図ってまいります。

15ページですが、学力実態調査・学習支援員の活用でございます。市内全校で学力実態調査を実施し、児童生徒一人ひとりと各学校の学力実態の把握に努めるとともに、指導主事やマイスターによる訪問指導などを行うなど、授業改善、学校力向上に努めてまいります。

17ページをご覧ください。下段の西特別支援学校の管理運営でございますが、旧巻工業高等学校跡地を活用し、既存校舎の改修、一部増築、備品等の整備などを済ませ、予定通り平成22年4月から75人20学級規模で開校し、スクールバス3台の運行、介助員の配置などを行います。

続きまして、18ページをご覧ください。地域と学校パートナーシップ事業では、学・社・民の融合による教育を推進するため、平成19年度から地域教育コーディネーターを学校に配置し、地域社会全体で子育てや教育活動を支え、担うことができるよう、地域や社会教育施設などの関係機関と連携して、教育力の醸成や体制づくりに取り組んでおります。平成22年度は4年目となりますが、地域教育コーディネーターを新たに40校に配置し、104校で実施いたします。また、放課後や土曜日の午前中などに子どもたちが安全に安心して活動できる場所として学校を開放し、地域の人材を活用しながら異年齢交流等を図るふれあいスクール事業を新たに4校拡充し、47校で実施してまいります。

○委員長

ありがとうございました。

引き続いて、八木教育次長よろしくお願いします。

〇八木教育次長

引き続きまして、生涯学習センター、公民館・図書館関係の 事業についてご説明申し上げます。

右肩のナンバー19 のページでございますが、生涯学習センタ 一所管の事業でございます。

にいがた市民大学開設事業については、市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるため、大学との連携、地域との連携講座など、7講座を引き続き開設いたします。

次に、家庭教育振興事業では、学校、地域などと連携協力して、子どもの基本的な生活習慣の形成や家庭教育の啓発を目的とした早寝早起き朝ごはん啓発運動を引き続き実施するとともに、コミュニティ協議会あるいは各公民館と協働で朝ごはん料

理講習会を開催し、併せて、地域全体でこの運動を啓発してい くとともに、子育て学習出前講座を通じて家庭教育に関する学 習の場を提供してまいります。

二つ飛びまして、生涯学習センターの省エネ設備設置事業については、地域グリーンニューディール基金を活用し、地球温暖化等の環境問題の解決を図るための取り組みとして太陽光発電設備を設置いたします。

次のナンバー20 でございます。公民館所管の事業となります。 最初の地域コミュニティ活動活性化支援事業では、公民館とコ ミュニティ協議会、社会福祉協議会などが連携して、地域活動 の活性化を支援してまいります。

次の各公民館における家庭教育振興事業については、引き続き子どもの成長期に合わせた各種家庭教育学級のほか、妊婦の方々が安心して子育てができるよう、公民館や学校などの施設を会場にしたプレママ学級を引き続き実施いたします。

次の地域学振興事業につきましては、地元のコミュニティ協議会をはじめとするさまざまな地域団体と連携しながら、地域課題の解決方法を住民自ら探り、その成果を地域に還元することで地域づくりの活性化に努めてまいります。

次のナンバー21 が中央図書館所管の事業でございます。いちばん上の読書普及事業でございますが、中央図書館をはじめ各地区図書館で市民の生涯学習を支援するため、引き続き幅広い資料を収集するとともに、対面朗読、ボランティア、養成講座など、各種講座、行事を開催いたします。また、障がいなどによって来館が困難な市民に対して、図書や視聴覚資料の宅配サービスを実施してまいります。

ビジネス情報提供事業については、市民の方々が仕事で活用できるビジネス関連書籍、電子書籍を提供するとともに、引き続きビジネス支援セミナーや企業経営相談会などを開催いたします。

次の子どもの読書環境整備事業につきましては、現在策定中でございます、平成 21 年度中に策定される予定の新潟市子ども読書活動推進計画に基づいて、平成 23 年度より実施予定のブックスタート事業の準備を行うほか、子どもが読書することの大切さについて啓発を図るための市民フォーラム、あるいは講演会、映写会などを開催いたします。

次の図書館サービス向上事業につきましては、市内 14 の図書館を現在オンラインで結び、どの図書館でも本が借りられ返却

できるよう配本車を運行するほか、平成22年度中に、現在オンライン化されていない各区の中心図書館である豊栄・新津・白根・西川の4館のシステム統合を行い、18館全体をつなぐことで図書館サービスの向上を図ります。

最後に、生涯学習施設の整備といたしまして、合併建設計画であります(仮称)巻図書館建設事業を、平成22年度につきましては改修工事に着手し、備品整備、資料整備を行い、平成23年度の開館を目指します。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま、3教育次長から各ご担当の予算についてご説明が ございました。これに関しまして、ご意見、ご質問をちょうだ いしたいと思います。詳細に関しましては、各課長からご発言 を願いたいと思います。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

○小嶋委員

1ページ目の学校問題解決支援事業についてですけれども、 この事業は今年度からスタートということなのですけれども、 すでに組織はできておられるのですか。

○教育総務課長

教育委員会内にチームができております。

○小嶋委員

実際に、今年度、これに匹敵するような課題を抱えたような 案件はありましたでしょうか。

○教育総務課長

今年度ですけれども、今のところはチームにあげられている 議案はありません。ただ、その前の、弁護士等に相談するもの が数件上がっております。

○委員長

そのほかございますか。

○髙山委員

「にいがた共育通信」というものがありますが、6万 9,000 部、年4回発行と。6万 9,000 部はどのようなところに配られているのですか。

○教育総務課長

学校を中心に、各施設等に配ってございます。

〇髙山委員

つまり、学校に何百部かを配布するということになるのです か。

○長谷川教育次長

いえ、各保護者が6万人強おりますから、すべての保護者ということでございます。

〇山田委員

前に戻るのですが、1ページ目、学校図書館支援センター、 来年度はプラス1ですよね。この費用は65万5,000円とあまり かからないようなのですが、どうして来年度3か所という計画 になったのでしょうか。

○教育総務課長

平成20年度から西川、今年度は豊栄というように一つずつ増

やしてまいりました。予算額は事務費等の額でありまして、それぞれ正規の司書の職員を2名ずつ配置しておりますが、人件費につきましてはこの予算の額の中には書いておりません。

〇山田委員

人件費が大きいので急にはつけられないということですか。

○教育総務課長

今まで学校等に配置していた正規職員を人事異動で公共図書館に配置転換しておりますので、基本的には人件費は変わらないということでございます。学校に配置していた正規職員については臨時職員等で充当しておりますので支障はございませんけれども、そういったようなことで、人件費自体は変更がないということでございます。

〇山田委員

わかりました。

実は、この学校図書館支援センター、子どもの読書について 非常に大事にしているということで、支援センターを作るのだ、 作るのだとずっと言ってきたわけです。そのわりにはスピード が遅い、一体どうなっているのだろうと思ったものですから質 問したわけですが、今いる司書を有効活用して、あとは臨時で カバーしていくという考えで、できるだけ経費を節減するため にそうなっているということなのでしょうか。

○教育総務課長

学校現場に対する臨時職員等の配置ということでございますけれども、効果としては十分に学校の司書業務について臨時職員の方でも効果を発揮していると考えております。

ただ、臨時職員を採用いたしますと、はじめてのときになかなか学校の業務についてすぐに精通するわけにはいかないので、そのあたりを支援センターに、十分に経験を積んだ正規の職員を配置して、自分たちの区の学校の臨時職員の方のフォローをするという格好で、そういうシステムを組んでいるところでございます。

〇山田委員

当然のことですが、支援センターができている北区、西蒲区は、その効果について、現場から声が上がってきているわけですね。

○教育総務課長

現在、西川と豊栄で試行という格好で実施し、検証を重ねております。平成 20 年度中の事業の検証、それから平成 21 年度、現在進行している事業の進捗状況等も十分に検証しております。それぞれ効果が上がっていると考えております。

○委員長

ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

○髙山委員

3ページですが、1番目の就学援助事業は14億円あまりですが、前年比はどのくらいですか。

○学務課長 前年度と比べまして7.000万円くらいの増と考えております。 ○髙山委員 原因は何でしょうか。 ○学務課長 大きなものとして、自然増が若干、何百人かの単位でござい ますことと、生活保護の基準に対して 1.4 倍までが認定者とい う形で運用しておりますが、その認定の関係で母子加算という ものが生活保護の中にあります。それを年次で区切って縮小す る方向でありましたものがもとに復元されたということが1点 ございます。それによって認定の基礎が増えました。 それと今回、平成21年度のところで学習支援費という新しい 項目が生活保護に増えました。それによりまして、認定額が若 干上がってくるということで、そうしますと、対象者も増える ということを見込んでおりまして、そのようなことで 7,000 万 円くらい増えるのではないかと見積もっております。 ○髙山委員 今、生活保護世帯の 1.4 倍の基準にしているということです が、平成19年度から段階的に見直していくという話だったです ね。そのままですか。 ○学務課長 平成18、19、20年と認定の基準は変えずに、その所得の段階 に応じて支給率を変更してまいりました。したがいまして、現 在、1.1 倍までの方は 100% 支給しておりますけれども、1.1 倍 から 1.2 倍の方は 75% 支給、その次の 0.1 刻みの方は 50% 支給、 最後の 1.3 から 1.4 倍の方は 25%の支給という形で支給率を変 えるという形の見直しは完了いたしました。 ○髙山委員 それで、いわゆる支出を抑えるという目的があったわけです が、その効果はいかがですか。 平成22年度予算で約1億数千万円の支出削減効果が見込まれ ○学務課長 るものと思っております。平成22年度段階です。 それでも7,000万円は不足するということで、数合わせをし ○髙山委員 なければならないということですね。これがいちばん大きいの は、母子加算の改訂ですか。 ○学務課長 自然増というのがやはり大きなものがあります。800 人近く 増加するのではないかと思っております。 ということは、それだけ家計が苦しい家庭が多くなってきた ○髙山委員 ということですね。 ○学務課長 そういう形の自然増と、増の部分の内部分析はしておりませ んので、大きな要因としましては、合併したところでそれまで の認定率が低かったところが、新潟市になったことによって1.4

倍になっています。ですから、そういう地域では非常に認定者 が増えてきているという傾向がございますので、トータルで見 ると何百人か増えているということは見られるのですが、詳しい内容のものについては分析してございませんので、大体これくらい増えるのではないかというものです。

○髙山委員 生活保護関係の教育費補助というものがありますね。それは

この中には入っていないわけですか。

○学務課長 生活保護の方であれば、支給される額は見込んでございます。

認定については見込んでおります。支給額については生活保護と全くイコールではなくて、就学援助事業というのはもともとは国の制度で国の支給額がございましたので、そのベースでできております。認定するときは、生活保護の基準が毎年変わっていけばそれに連動して動きますし、支給額については、かつての国の基準に基づいたままになっております。

○髙山委員 前に議論したときに、生活保護世帯、それから準要保護とい

うものがありました。準要保護の分が、今、1.4倍の話が出ましたけれども、これは教育委員会の予算でやるということですよね。生活保護の教育補助のお金というのも教育委員会なのです

か。

○学務課長 生活保護の方の教育費のほとんどは生活保護のほうから出ま

す。ただ、生活保護で見ません、学校保健法で決まっている医療費と修学旅行費については、教育委員会で見るという形にな

ります。

○髙山委員 今、就学援助を受けている子どもたちはどのくらいいるので

すか。

○学務課長 約1万8,000人です。

○髙山委員 率にするとどのくらいですか。

○学務課長 30%近くになります。

○委員長 ほかにありませんか。

○**小嶋委員** 生涯学習課の 12 ページをお願いいたします。青少年の自立・

立ち直り支援事業なのですけれども、これはどの段階の方を対

象にしたものでしょうか。

〇生涯学習課長 対象の中心は、中学校卒業後 30 歳までと考えておりますが、

例えば、若者サポートステーションとかそういった方々の話を聞きますと、30ではまだ若すぎる、若すぎるという言い方はあれですけれども、低すぎるということはないと思います。35から、ひょっとするともう少し上までの方々が自立・立ち直りの対象になっているのではないかという話を伺っています。上限をあまり明確にせず、高校卒業からの自立を目指す人たちが対象になるのではないかと考えているところです。まだきちんと

した世代の線引きはしておりません。

○小嶋委員

実を言いますと、先日の定例会のときに自立のほうも調査になりましたよね。あのときに、15歳から30歳までだったのです。実際に問題を抱えている人たちが35、40歳間際までいるのです。本人たちは自立していると言っていますけれども、親たちから見ると自立していない、人たちもいるわけなのです。そういう状況から見たら、やはりもう少し幅を広げて支援していかないとだめだと思っているのです。

今、新潟市だけでも求職者が3万人いるのですけれども、その中で若者は30%と見ても900人、全県から見るとかなりの数がいるわけなのです。そのときに35歳、40近い人たちがけっこういますので、ぜひこの辺は幅を広げて協力してやっていただきたいと思います。

○生涯学習課長

さまざまな支援機関の協同でやらなければいけない事業でご ざいますので、上限をいくつかに決めるということはなかなか 困難だと承知しておりますので、ご意見を参考にして進めたい と思います。

○委員長

そのほか、どうぞ。

〇田中委員

16ページの外国語指導助手配置事業についてですけれども、昨年と比べますと約半分くらいの事業費になっているのですけれども、半分で足りるのかという心配があります。

○学校支援課長

ALTにつきましては、昨年度は人件費もここに入っていたのですけれども、今回は事業費ということで、人件費を除いたということで、こういうことになっております。

○委員長

そのほかありませんか。

○髙山委員

9ページの学校医の話ですが、この支援というか、お願いするというのはどういう形になるのですか。

○保健給食課長

医師会を通じてです。

○髙山委員

要するに、保護者の意見とかそういうことではなくて、医師会が決めるというのは、毎年同じ方ですか。あるいは、変わっていくということなのでしょうか。

○保健給食課長

変わられるケースもございますけれども、基本的にはわりといつもお務めいただいています。

○委員長

そのほか、ございますか。

〇山田委員

8ページですが、太陽光発電設備設置事業、(仮称) 荻川小学 校に計画しているというお話でしたが、これは環境教育、国も 環境については大変力を入れているわけですが、新設校につい て今後こういうことを考えていきたいという、何かそういう計 画があるのですか。

○施設課長

私どもは、新しく建設する、設置する学校に整備していきたいと思っておりますが、国の今年度予算の状況を見ますと、太陽光に対しては非常に消極的な、民主党政権になってほかのところに振り向ける予算が必要なのかどうかはわかりませんが、太陽光に対しては少し後退したなと見ております。国では児童生徒の安全に関わるものを最優先にしていきたいというように考えられているようです。そういう面から見ると、太陽光については、私どもの新設する学校にこれから整備できるかどうか少し不安な面はありますが、私どもは今のところ新規事業で整備していきたいと思っています。

〇山田委員

今回は認めてもらったけれども、以後どうなるかわからないということですね。

○施設課長

そういう部分があるということです。

〇山田委員

わかりました。25%削減などという話もあるわけですし、ぜ ひやってほしいと思うのですが、高額のことですので、国から の補助がないと難しいということですね。了解しました。

○委員長

そのほかございますでしょうか。

〇髙山委員

学校給食関係についてお伺いします。米飯給食については平成 21 年度から完全実施をされているはずでありますが、それでよろしいのでしょうか。

○保健給食課長

ご指摘のとおりでございます。

〇髙山委員

あと、環境の整備を図ると書いてあるのですが、例えばどういうことなのでしょうか。

○保健給食課長

米飯給食につきましては、環境保全型栽培米を使用しておりますけれども、その価格の補填については農業政策として農林水産部等でおこなっております。これは食材費ですので、そこにかかるお金はそちらになります。私どもがやっているのは、ここに記載がございますのは、自校の給食室で御飯を炊いているところには炊飯のためのパートの職員を配置しています。そのための経費です。

○髙山委員

それから、栄養士が未配置と書いてあるのですが、未配置の 学校というのは今はどのくらいあるのですか。

○保健給食課長

旧新潟市内と亀田では中学校給食がスクールランチ方式なのですけれども、当該方式をとっている学校には栄養士が配置してございませんので、29校には栄養士がいないということになっています。

○髙山委員

ということは、これを29校すべて民間の方に委託するという

ことでしょうか。

○保健給食課長

学校側の希望に添って派遣しておりますが、今年度で申し上 げますと、15回、指導者の派遣をしております。

○髙山委員

それは民間の方ですか。

○保健給食課長

そうです。

○小嶋委員

それに関連しまして、食育と言われているのですけれども、 食育の講師というのはどういう方をお願いしているのでしょう か。

○保健給食課長

いわゆる栄養士の資格をお持ちの在宅の方にお願いしております。

○小嶋委員

では、食育をどのように教育委員会ではとらえられているのでしょうか。

○保健給食課長

何年かこの事業をやってまいりまして、学校側の要望にお応えするというパターンでやっておりますけれども、学年別にテーマはだんだん固定されてきました。1年生の場合は、栄養バランスというところがメインでして、2年生になるとスポーツ等の関係になりまして、3年生になると受験とか学力の関係の中で食事をどのようにとらえるかというようなテーマになってきております。

○小嶋委員

それにプラスして安全・安心、まずはそれがいちばんだと思うのですけれども、栄養士からお話いただくときには、少し聞き慣れないのですけれども、代謝栄養学というものが非常に大事なのですけれども、食べることによって体の中でどのように機能していくかというところまで年齢別に、1年生のときにはこういう段階というように追っていくと非常にいいのかなと思います。あと、プラスしつけというのが食育の基本なのかなと私はとらえていますので、今、同じ考えの部分もあったのでよかったと思います。

○髙山委員

それに関して言いますと、給食で言えば、食べ残しについてどうなのか。要するに、食糧自給率が30%を切っている日本で、毎日1,000万食が捨てられているという話なのです。そういうようなことをぜひ子どもたちにキャンペーン的に知らせていただいて、食糧の大切さ、昨日もテレビでやっておりましたけれども、農地の奪い合いが世界で起こっているということもあるわけです。本当に今までのようにきちんと日本人が暮らしていけるのかという視点があるわけですから、子どものころから、もったいないという考え方を植え付けてほしいと思います。ここにある学校給食研究校みたいなものが策定されていますの

で、そういう点もぜひ進めていただきたいと思います。これは 要望であります。

○委員長

そのほかいかがでしょうか。

○小嶋委員

要望をお願いいたします。

9ページ目です。就学時の内科健診と歯科健診なのですけれども、それは毎年やられていることだと思うのですけれども、今、虐待が非常に多くなっておりまして、歯の状況を見ると虐待がわかったり、内科でわかったりということで、そこは非常にわかりやすい部分なので、健康診断のチェック票のどこかにそういう項目を設けていただけると、後々評価しながら、見ながらその子どもを救っていくことができるので、ぜひそのチェックをお願いしたいと思います。

○保健給食課長

医師会や養護教諭等と相談して検討させていただきたいと思います。

○委員長

そのほかありませんか。

〇山田委員

13ページの小学校少人数指導等非常勤講師配置事業、現在8人が配置されており、来年度は10人になるというお話で、今、人件費、非常に厳しさにさらされているわけですが、一人でも二人でも増えるということは大事かと思います。その説明に、40人学級を複数有する等の小学校に非常勤講師を配置しますということですが、40人学級を複数有する学校というのはどれくらいあるのでしょうか。

○教職員課長

平成 21 年度につきましては8か校に配置しています。その中の5か校が40人学級が複数あった学校です。とにかく大きな学級の負担を少しでも軽減しようということで、40人学級が複数ある学校に配置しました。それ以外の3か校については、例えば40人と39人という学校です。

〇山田委員

では、40人学級が二つあるという学校は非常に少ないわけですね。40人が限度ですから、それがたくさんあるということは考えられないわけですが、現実には少なかったということですね。

○教職員課長

5か校ということです。

〇髙山委員

その5か校は小中で分けるとどうなるのですか。

○教職員課長

小学校が対象となっています。

○髙山委員

非常勤講師の資格というのはどういうものですか。

○教職員課長

もちろん、教員免許が必要です。それで、今回の場合は、こ

の8名の内4名が退職教員です。

○髙山委員

学級担任などはできないのですか。

○教職員課長

8か校の活用状況を見ますと、3か校がいわゆるTT指導といいまして、一つの教室の中に担任ともう一人入る形を取っています。それ以外の5か校につきましては、今のTT指導のほかに、子どもたちを少ないグループに分けて別の教室で指導するとか、いろいろな形態を工夫してやっております。

○髙山委員

これは 2,128 万 7,000 円という予算ですが、10 人分の予算ですね。

○教職員課長

そのとおりです。

○髙山委員

そうすると、待遇が大体わかるわけですね。

○委員長

ほかにありませんか。

〇山田委員

10人というのですが、629万1,000円が国の補助ですね。これは3分の1という見当ですね。

○教職員課長

共済費を除いた部分の給与の3分の1です。

〇山田委員

国はこの枠が決まっているわけですか。県に来るのでしょうか、そして県から市に来るという形かもしれませんね。国から出る額というのは決まっているわけですか。

○教職員課長

これにつきましては、政令指定都市が独自で手を挙げられる という制度ですので、これからの話になりますけれども、これ から国に直接市が要望していきます。

〇山田委員

要望すると、もちろん国の枠があるわけですから、無制限ということではないですが、大体通りそうなのですか。

○教職員課長

100%とは言えませんが、通ることを前提として事業を策定しています。

〇山田委員

しつこく聞いているようですが、実は、教育のいちばんの根本が、教育は人であるとよく私たちは話をするわけですが、人件費が非常に大きくて、そこがなかなか国に握られて解決できないところの一つだと思うのです。そのときに、たとえ非常勤講師であっても、学校の中に人が入り込めば、先ほどのお話のように少人数学級も構成できれば、あるいは個別の指導もやっていくことができるということで、私は非常にいい策だと思っているのです。私たちもそういう考えで、一つでも二つでも増やすのだということで、特に事務当局にはがんばってほしいと思っているわけですが、来年、それが増えたということは一歩前進ですので、また次の年もそういう考え方でいくということかと思うのですが、希望です。

○委員長

そのほか、いかがですか。

○髙山委員

11ページの生涯学習調査研究事業、家庭と地域の教育力に関する実態調査とあるのですが、それはどういう方法でおやりに

なりますか。

○生涯学習課長

家庭と地域に関する教育力を調査する場合に、地域に住まっている方だけではなくて、地域のさまざまな団体、例えばNPOまたは企業、それから団体だけではなくて、保護者というように、地域の教育力を構成するさまざまな構成要素があると思っております。これを1年間で調査事業を終わらすのは少し厳しいのではないかと考えておりまして、1年目は保護者を中心とし、または地域の大人たちを対象とした意識調査にして、2年目が企業やNPOや地域を構成するさまざまな団体を対象とした調査という2か年の予定で考えていきたいと思っているところです。

〇髙山委員

相当大規模になりそうなのですが、例えば、郵送方法、保護者の場合は学校を通してやりますけれども、企業だとかNPOというとどういう形で調査用紙などは配られるのですか。

○生涯学習課長

企業の場合は抽出調査が非常に難しいと思われます。できれば、協力事業を行っている者のサンプリングをさせていただいて、そこの紹介でやらせていただきたいと思っています。

NPOについては、NPOの存在自体がまだつかみ切れておりませんので、その具体的な調査を平成22年度中に拾い上げをしていきたいと思います。

○髙山委員

これは外部業者に委託するのですか。あるいは生涯学習課だけでやるのですか。

○生涯学習課長

調査項目の検討については、当然、学識経験者等を含めた検 討委員会を設置いたしますが、調査の実施については外部業者 に委託をいたします。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○髙山委員

いちばん下の街頭育成活動ですが、青少年育成委員 357 人、第10 期となっているのですが、これは1期何年になりますか。

○生涯学習課長

2年の任期でございます。

〇髙山委員

2年2期務めていただいて4年間やっていただくということですか。

○生涯学習課長

2年の任期です。

○髙山委員

年齢は大体どのような方が多いですか。

○生涯学習課長

主な母体はPTA、それから自治会、コミュニティ協議会といったところからの推薦の方が多くなります。年齢は、若い方でPTAの役員の方は30代から60代と幅広くございます。

○高山委員

これはボランティアですよね。

○生涯学習課長

はい。ただし、有償のボランティアです。

○髙山委員

12ページの大畑少年センターですが、ここにはセンターの職員は何人くらいいらっしゃるのですか。

○生涯学習課長

非常勤嘱託職員が5名勤務しておりまして、月曜休館の土日 オープンでございますので、ローテーションで勤務させていた だいております。

○髙山委員

ここに書いてあるいろいろなお祭りだとかクラブ活動をやっていらっしゃるわけですが、この参加状況はどうでしょうか。

○生涯学習課長

詳しい数字は持ち合わせていないのですけれども、それぞれの個々の教室とか講座とか集会にはそれなりの方が参加してくださいますが、残念ながら、近隣の方、大畑地域の方とかそういう方に偏っているかなという印象は持っています。ただ、新潟には少年団体が、ボーイスカウト、ガールスカウト、県民少年団、海洋少年団といった団体がございまして、宿泊研修等もやることができますので、そういった研修の場にも活用されております。

○髙山委員

総合教育センターの研修でありますが、ここに書いてあるのは大変けっこうなことですが、支援を要する教員の研修というのは今年度並ですか。

○総合教育センター 所長 今年の平成 21 年度の状況でございますが、私どもが対象にしています教員は、いわゆる審査会の対象となる教員ではありません。各学校から、授業がなかなかうまくいかないとか、児童生徒、保護者との関係がうまくいっていないとかという人たちの希望に基づいて対応しています。平成 21 年度で、定期研修関係が 6 人、集中研修関係が 2 人、サポート研修が 5 人ということで、センターに通い、あるいは直接学校の現場で指導するという形で研修をやっています。

○教職員課長

これにつきましては、後ほど私から今年度の状況を詳しくご 説明させていただきます。

○髙山委員

14ページです。「セーフティ・スタッフの組織化」と書いてありますが、どのようになさるのでしょうか。

○学校支援課長

毎年やっておりますが、それを年度初めにもう一回きちんと 人数の把握とかを含めてやっていくので、新しいことを考えて いるわけではありません。

○髙山委員

そのページのいちばん最後のほうにキャリアアドバイザーと 書いてあるのですが、これは新潟市内にどのくらいいらっしゃ るのですか。

○学校支援課長

企業の人や、専門の人に学校に入ってもらっています。

○髙山委員

それは学校支援課からお願いしているのですか。

○学校支援課長

学校です。学校が自分の学校で必要な人たちから来てもらう ということです。

○髙山委員

全学校にいらっしゃるわけではないのですね。

○学校支援課長

外部の方から学校に来てもらうので、講師と考えていただけ ればよいと思います。

○髙山委員

キャリアアドバイザーというわけですから、あなたはキャリアアドバイザーですよという認定書ではないですけれども、あなたはこの学校のキャリアアドバイザーですよということを、 口頭でもそういうことをその人に伝えてあるのですか。

○学校支援課長

この学校のキャリアアドバイザーですよということではなくて、学校が希望すると、それでたとえば民間企業の社長を呼んできて話をしてもらって講演会をするというような形で、キャリアアドバイザーというのは学校が使っている、我々が使っている言葉です。

○髙山委員

ご本人はそういう意識はないわけですね。

○学校支援課長

そうですね。キャリアアドバイザーとして私が呼ばれたということはないのではないかと思います。

平成 20 年度は、小中で 11 校がその制度を利用して講師をお願いしたということです。

○髙山委員

これは制度になっているのですか。つまり、制度ですから、 そういう方に来ていただくと、学校の負担ではなくて教育委員 会からお金を差し上げているということですか。

○学校支援課長

そうです。

○髙山委員

15ページですが、中ほどに本物の舞台芸術鑑賞事業とあるのですが、本物のという言い方は非常に抵抗があるのですけれども、本物のというのは、舞台でやっている人は偽物かという話になるので、これは書き方の問題です。少し適切を欠いているのではないかと思うので、議会に提出される場合には少しお考えいただきたいと思います。

いちばん下の不登校未然防止プロジェクト、実際には、プロジェクトですから、いろいろ何かおやりになっていると思うのですが、具体的にこういうことをやっているのだということを教えていただけますか。

○学校支援課長

これにつきましては、各学校からその月に3日休んだ子どもを報告してもらうということをやっております。その報告に基づいて学校で支援シートを作っていただき、まず、教育委員会としては各学校で欠席者数を把握して欲しいということで行っています。あと、子どもの状況によって個別の支援シートを作

って指導してもらって、教育委員会がその支援をしています。 大学の先生とか専門家の方から、どういう支援をしていけばい いかというような個別の指導をいただいて支援していきます。

○髙山委員

これも各中学校にあるということでしょうか。

○学校支援課長

中学校区単位で、結局、6年生が中学校に上がっていくわけですので、そこのつなぎ目に非常に注目しているところがありますので、中学校区でそういう事業をやっています。

○小嶋委員

今のものに関連しまして、個別指導していただいて、昨年から減少しているとか、何か成果は現れていますでしょうか。

○学校支援課長

成果につきましては、今は年度途中ですので、まだ数値は、はっきり把握しておりません。ただ、毎月毎月報告を受けてはいるのですけれども、それが30日以上になると不登校になるわけですので、今のところは、その人数が昨年度を上回っているということはありません。これから、現在欠席が、26日、27日、28日になっている子どもがいるわけですので、その子どもたちがそのまま休まなければ報告に上がってきませんし、これから1か月半くらいの間でまた3日、4日休めば30日を超えるということになるのですが、成果については今、はっきりとは申し上げられないです。

〇山田委員

これは今年度立ち上げた事業ですか。ずっとやっているわけでしょう。そうすると、その評価はどこでやるのか。今年の数が出ないから評価がわからないということではないでしょう。ずっとやってきて皆さんがどう思っているのか、お話しなさればいいのではないですか。

○学校支援課長

数的なものは先ほどの話のとおりですが、各学校からはそういう個別の支援をもらっているので、大変ありがたいということはありますし、今年度なども中1ギャップがやや解消したという報告をしましたけれども、そういうあたりでは成果はありましたし、直接大学の先生に関わってもらっている学校からは大変評価をいただいております。

○髙山委員

16 ページのいちばん最後にエコスクールとあるのですが、この認定というのは、今、あるのですか。

○学校支援課長

あります。この3月末くらいに第2回目の認定をやりますが、 去年は32校認定しています。将来的には100校とかというよう に思っていますが、今年度は20校程度かなとは思っております。

○髙山委員

実際にはどういう活動をしているのですか。

○学校支援課長

エコスクールは、新潟市のごみ収集に当たって3Rを進めま しょうということがありますので、環境対策課とか市長部局の

ごみ関係のところと一緒に市が進めているものを学校でも取り 組んでもらって、その成果を上げてもらって認定していくとい う形です。

○髙山委員 ごみが中心ですか。

○学校支援課長 はい。学校でのいわゆるリユースとかリサイクルとかそうい

う考え方に対する取り組みが中心です。

〇髙山委員 次に、17ページですが、幼・小・中連携、先日視察にまいり

> ました鳥屋野、女池のあたりの小中一貫教育が今年度で終わり ますという話なのですが、それに代わるところは来年度予定し

ていますか。

鳥屋野中学校区でやっていたいわゆる文部科学省の指定とい ○学校支援課長

うものは来年度はありません。

〇髙山委員 オンリーワンスクールは一つの学校に50万円というのが基準

ではなかったですか。

○学校支援課長 最高100万円を限度にするという制度です。

19ページですが、子育て学習出前講座があるのですが、その ○髙山委員

講師はどのような方がやられるのですか。

○生涯学習センター 家庭教育関係のお話をしていただける人材を、私どもで把握 次長

しておりますので、その方々に家庭教育に関するお話をしてい

ただいています。

○髙山委員 今年度もおやりになっているわけでしょう。例えば、どうい

う方、ちょっとイメージできないのですが。

〇八木教育次長 大学の講師とか、あるいは中学校の教員OBだとか、さまざ

まな方がおります。

やはり女性ですか。 〇髙山委員

○八木教育次長 いや、男性もおります。

〇髙山委員 最後に、20ページの父親学級ですが、これもおやりになって

いますよね。集まり状況はいかがですか。

○生涯学習センター

次長

父親学級はなかなか、はっきり申し上げて数が減る傾向にあ ります。集まりを維持する、あるいは増やすためにキャンプを

したり、あるいは男性の料理教室というように工夫はやってい るのですけれども、なかなか増えないなというのが実感です。

○委員長 そのほかございますか。

> 続きまして、教職員課から、新潟市教職員の給与及び休暇に 関する条例及び市立小学校条例並びに高等学校条例、それから 中等教育学校条例の一部改正について、一括ご説明をお願いい

たします。

○教職員課長 (3) から(6) までの条例改正4件についてご説明申し上 げます。

25ページをお開きください。(3) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正についてです。これは、条例第 15条の 2、市費負担の新潟市教育職員の退職手当に関する規定を改正するものです。現行条例では、新潟市教育職員の退職手当の支給に関しては、「額及び支給方法については新潟県の教育職員の例による。」と、包括的に新潟県の制度を引用し、運用しております。

この2月議会に市の職員に対し、退職後に発覚した在職中の 非違行為に基づき退職手当の支給制限等の処分を行う場合は、 市の人事委員会に処分案を諮問し、審議を受けることを義務づ ける内容の新潟市職員退職手当支給条例の改正が予定されてお ります。同様の県条例の改正は9月に行われており、10月の定 例会で報告させていただいたところです。

新潟市教育職員の退職手当は新潟県の制度を引用しておりますが、退職手当の支給制限を行うに当たっては、市費負担教職員であることから、県の人事委員会ではなく、市の人事委員会に処分案審議の諮問を行う必要があります。そのため、2改正の概要に記載のように、新潟県の教育職員の例によりとされている現行条例に、退職手当の支給制限処分の審議については、市の人事委員会が処理する旨の例外規定を加える形で改正を行うものです。施行日は公布の日となります。

関連しまして、26ページに改正案文、27ページに新旧対照表 を掲載しておりますので、ご確認願います。

次に、28ページをお開きください。(4)新潟市立小学校条例の一部改正についてでございます。これは、秋葉区の結小学校と市之瀬小学校の再編に伴い、新設される小学校の名称を荻川小学校、位置を新潟市秋葉区車場922番地1と定めるものです。開校は平成23年4月1日の予定ですが、校歌や校章の作成など事前準備が必要なため、時期を繰り上げて改正いたします。施行日は平成23年4月1日となります。29ページに改正案文、30ページに新旧対照表を掲載しています。

続いて、31ページをご覧ください。(5)新潟市立高等学校条例の一部改正についてでございます。これは全日制及び定時制高等学校の授業料を改正するものです。これまで、高等学校の授業料は国、県の授業料が3年ごとに改正されることに合わせ、市ではその額を国、県の3年遅れで改正してきました。平成22年度は改正の年に当たることから、平成19年に国、県が改定し

た授業料と同額に引き上げるものです。内容は、全日制課程につきましては年額 11 万 5,200 円から 11 万 8,800 円へ、3,600 円の増額。定時制課程につきましては、1 単位あたり年額 1,560 円から 1,740 円へ 180 円の増額となります。なお、経過措置としまして、施行日前に在籍する生徒の授業料は改正前の授業料とするとともに、全日制課程におきましては、転学や編入学をしてきた生徒の授業料は当該生徒の属する年次の在学者と同じ額とする措置を講じております。施行日は平成 22 年 4 月 1 日となります。32 ページに改正案文、33 ページに新旧対照表を掲載しております。

なお、ご承知のとおり、現在、国会に公立高等学校等の授業料を不徴収とし、授業料相当額を国庫負担とする内容の高等学校授業料無償化に関する法案が提出されております。その内容については、先月、学務課長から報告させていただいたとおり、法案が成立すると、条例の規定にかかわらず授業料は原則徴収しないことになります。ただし、法案では例外的に、例えば留年者など、生徒間の負担の公平の観点から、適当でないと認められる特別の事由があると設置者が判断する場合は授業料を徴収することができると規定されていることから、留年者などからは従来どおり授業料を徴収する方向で考えております。授業料不徴収の例外規定については、法案成立後、再度条例改正をお諮りする予定です。なお、法案成立が遅れた場合には市長専決とさせていただき、4月の教育委員会でご報告させていただきたいと考えております。

最後ですが、35ページをご覧ください。新潟市立中等教育学校条例の一部改正についてでございます。改正理由、概要については高等学校条例改正と同様で、改正内容は記載のとおりでございます。施行日は平成22年4月1日となります。関連しまして、36ページに改正案文、37ページに新旧対照表を掲載していますので、ご確認願います。

○委員長

この件に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいします。

〇髙山委員

25 ページの退職後の非違行為、これは懲戒免職相当の非違行 為ということですから、少々のことでは及ばないと解釈してい いわけですか。

○教職員課長

委員おっしゃるとおり、懲戒免職に相当する不祥事を起こしていたことが発覚した場合でございます。

○髙山委員

それで、時効はないのですか。

○教職員課長

退職日から5年以内に限るということでございます。

○委員長

そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、新潟市公民館条例の一部改正について、生涯学習センター、お願いいたします。

○生涯学習センター 次長

中央公民館でございます。

38ページでございます。今回、新潟市公民館条例の一部改正 ということでございまして、先月の定例教育委員会で横越地区 公民館の移転改築について概要を説明させていただきました が、今回は、それに伴う条例改正でございます。

具体的には、41ページの新旧対照表をご覧ください。これに 基づいて説明させていただきます。まず、第3条でございます が、先月説明させていただきましたように、場所が変わります。 したがって、位置、江南区横越中央3丁目から江南区いぶき野 1丁目1番2号ということで、位置について改めるということ でございます。

次に、その下でございますが、別表でございます。ここでは、 条例の第6条に規定しております使用料を各館ごとに規定して ございますが、横越地区公民館の表をこのように改めるという ものでございます。基本的には、先月も説明させていただきま したけれども、従来の定めをそのまま踏襲するという考え方で ございますので、使用料につきましても同様の考え方でござい ます。したがいまして、従来の料金設定をそのまま使用すると いうことで、具体的に申し上げますと、昼の部と夜の部がある わけですが、昼の部をご覧いただくと、基本的にはどの部屋も 100 円にいたします。これも従来の考え方です。ただし、調理 室、それからホールについては300 円ということで、これも従 来と同じ設定でございます。ただし、部屋の名前が変わります ので、部屋の名前は変更いたしますということでございます。

この条例の施行時期につきましては、新館の利用開始に合わせまして、5月10日からということにいたしたいということでございます。

○委員長

この件に関しまして、ご意見ございませんでしょうか。

ないようであれば、議案第 21 号の項目を議会定例会に上程するとご承認をいただきたいと思いますが、先ほど髙山委員からご指摘の本物に関しましては、変わる可能性はあるということですね。検討して、このままいく場合もあるということでしょうか。これは変えていただきたいということですので、これを一部踏まえながら、今回の提案を上程してよろしゅうございま

すでしょうか。

それでは、議案第21号は承認ということになりました。

続きまして、議案第22号、新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、教職員課、お願いいたします。

○教職員課長

議案第22号、新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。42ページをご覧ください。今回の主な改正点は4点あります。資料の2、改正理由をご覧ください。まず、1点目は、11月定例会において学校支援課長から説明のありました、夏季、冬季の学校休業日について、校長の裁量による弾力的な設定ができるよう、改正するものです。

2点目は、第8条第4項に規定されている、夏季、冬季休業中の指導計画大綱の届け出が、同じく第8条第2項に規定する、毎年4月30日までに提出のその年度に実施する教育課程と内容的に重複するものが多く、また、他の政令指定都市、県内他市町村でも規定がないことから、届け出をなくすこととし、規定を削除するものです。

3点目は、新潟市立養護学校の校名変更に伴う改正を行うも のです。

4点目は、統計法が全部改正されたことに伴いまして、学校に備え付ける表簿の規定を新法に規定する名称等に改正するものです。改正の詳細につきましては、46ページからの新旧対照表のとおりです。施行は第39条の統計法改正に伴うものは公布の日から、それ以外は平成22年4月1日からとなります。

○委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと 思います。

○髙山委員

これについて、第7条と第54条と第57条の関係がわからないのです。要するに、校長の裁量でオーケーですといいながら、第57条では、これがなぜ必要なのか。第57条はきちんとここに書いてあるでしょう。学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次の通りとすると書いてあるのです。夏季休業日、全部日にちまで指定してあるのですが、こういうことをなくすということでしょう。違うのですか。

○教職員課長

50ページの新旧対照表の中の休業日の件ですか。

○髙山委員

50ページの夏季休業日、さらに、48ページの第7条の夏季休業日についてありますね。右側が古いやつでしょう。それを夏季休業日だけにするということは、別にこの日にちを決めなく

てもいいですよと、校長の裁量でいいと。年間 65 日というのがあるのですが、さらに、第 57 条でいくと、夏季休業日がまた出てくるのですが、これは何なのですか。この関係はどうなっているのですか。

○教職員課長

第57条につきましては、幼稚園に関する条例です。幼稚園は これまでどおりということでございます。

〇髙山委員

何もそういうことは書いていないじゃないですか。学校教育 法施行令第 29 条というのは幼稚園のことが書いてあるのです か。

○教職員課長

目次の中の第5章のところに、幼稚園(第57条一第63条)と明記してあります。新旧対照表の46ページになります。

〇髙山委員

ということは、要するに、夏休みを増やすのも学校長の判断 で設定できますということでよろしいですか。

○教職員課長

はい。

〇髙山委員

65 日という意味ですが、上限とするということですが、夏、 冬、学年末、始めだけに当てはめるということですか。

○学校支援課長

いわゆる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、それから学年始めです。基本的にはそれです。

〇山田委員

その他委員会が定める日も含めますよね。

○学校支援課長

それも入ります。

それで、秋休みを特別に作りたいという場合は、それも含めてです。

〇髙山委員

今、何日くらいになっていますか。

○学校支援課長

今は、長期休業の総日数は小学校が 65、中学校は 67 になっております。

○委員長

そのほかございますか。

それでは、議案第 22 号は承認することでよろしいですか。 ありがとうございました。

議案第23号、市立小・中・特別支援学校の校長の人事につきましては、人事案件につき非公開とさせていただきますので、公開終了後、非公開案件として審議をさせていただきたいと思います。

かなり長時間にわたりましてやっておりますので、5分間ほど休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

第4 報 告

○委員長

再開いたします。

報告事項に移らせていただきます。まず、秋葉区自治協議会

○学務課長

からの意見書提出について、学務課からお願いいたします。

学務課でございます。秋葉区自治協議会からの意見書提出について、説明させていただきます。

55ページからでございますが、適正配置審議会では、区の自治協議会に中間報告とそれぞれの区の審議内容を説明し、意見を聴取して答申をまとめるという段取りで進めております。秋葉区には、平成21年11月に説明を行いましたけれども、このたび、お手元の資料のとおり、教育委員会に対して意見書が提出されました。58ページをご覧いただきたいと思います。意見書の趣旨は、本文の下から3行目で、ちょうど真ん中あたりになりますが、審議会の答申後、教育委員会が配置計画を策定するときに、以下の4点に特段の配慮を求めるものでございます。

まず、1点目は、子どもたちの学びに適した教育環境を考えること。2点目として、子どもの将来とともに地域の特性、歴史文化等に十分配慮すること。3点目として、配置計画の策定時に地域と十分話し合い、地域の意向を尊重すること。そして、素案ができた段階で自治協議会に説明し、意見聴取すること。最期に、地域コミュニティ協議会の現状を踏まえることでございます。

今のところ、秋葉区以外の自治協議会からもさらに意見が出てくる可能性がございまして、審議会では3月24日にそれらを踏まえて審議を行ったうえで答申をまとめる予定でございます。答申が提出される時期は4月を見込んでおります。今回の意見書につきましては配置計画の策定方法にも言及しておりますので、慎重に検討いたしまして、答申後にお諮りしたうえで文書回答したいと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

1番から4番は当然のことでありまして、我々はこれを基に ぜひやっていただきたいと考えています。

○髙山委員

自治協議会というものがありまして、話し合いをしていますが、その後、いわゆる決定権のようなものがあると思います。 例えば、自治協議会の決めたものはどうなるのですか。

○鈴木教育長

意見表明権がありますから、市長は尊重しなければならない ということとなります。

○髙山委員

教育委員会としては、教育的立場からこういう答申を出しますが、それは地域の皆さんの思いもありますから、地域で考えてやってくださいという、そういう方法もあるのではないかと

いう気がします。何も我々が決定してしまうということではなくて、方向性を示してあげるということだけでもいいような考えもあっていいのではないでしょうか。

○学務課長

学校の設置については、地域の合意のもとで進めなければいけないというのが大前提ですので、そもそもそういうものだろうと考えておりますが、その地域の合意というものが、各学校区の単位なのか自治協議会単位なのかというのは、どこが適切かということははっきりした答えがないのではないかと思っておりますので、検討していく課題だと思います。というのは、自治協議会のメンバーを見ますと、PTAとか保護者の代表がいらっしゃらないところもございますので、地域の総意としてみたときに、それをどういう形で見ていけばいいのかということは問題意識としては持っております。

○髙山委員

少し、そちらの意見を尊重しますということしかないでしょう。

○委員長

基本的にはコミュニティ協議会、自治会長、PTA、地域の 人たちが全部集まるところで議論していただくことがよろしい わけですよね。

○学務課長

どういう形で進めていけばいいのか研究中でございます。やはり、地域の総意をどのように確かめていくのかなというところと、それから、どのようにお話を進めていけばいいのか考えております。現状をいかに理解してもらうかということがまず第一だと思いますので、それは検討の対象になったところの学校区単位の方が、まず自分の問題としてとらえられるのだと思います。その辺のところがどういう段階で行けばいいのか、まず、区の自治協議会レベルから、上から下りていけばいいのか、下から一つ一つ積み上げていった方がいいのかというところは研究しているところでございます。

○委員長

ぜひ、市民との合意形成が図れる形のシステムを作っていた だきたいと思います。

続きまして、それに関連する学校適正配置審議会の審議状況 につきまして、学務課からご報告をお願いいたします。

○学務課長

次に、60ページからご覧いただきたいのですが、審議会の状況でございます。1月26日の第13回審議会で、それまで保留になっておりました2校の方向性が決まりましたので、報告させていただきます。

60ページ、まず、北区の木崎中学校ですが、平成27年度に7学級の見込みでございます。統合後の校区の広がりが広いと

いう印象がございまして、組み合わせる相手が北区の審議のと きに決まらずにいたということで、実際に現地を委員の方に見 ていただくなどして、今回、もう一回審議をお願いしました。 その結果として、古くから歴史がある同士ということで、葛塚 中学校との組み合わせとして方向性が固まっております。これ によりまして、北区の中学校は8校から4校になる案になって おります。

次に、中央区の有明台小学校ですが、平成 27 年度、10 学級と見込んでおります。この審議の中では、同じ関屋中学校区の関屋小学校が6学級であることから、その議論に集中しまして、有明台の議論が中途になっていたところでございます。今回は、改めて有明台小学校について議論していただきまして、関屋中学校区の3小学校は、例えば、3校を2校に再編成しても、全体の子どもたちが減少傾向にある中では、いずれまたその2校の統合も考えられるのではないかというようなご意見がありまして、いろいろなご意見をいただいたうえで、最終的な案としては、3校統合で23学級になることが方向性としてまとまりました。これにより、中央区の小学校は21校から16校になる案になります。具体的には、61ページから63ページの表のような形になっております。

○委員長

ありがとうございました。

これに関しまして、何かありませんか。

前回も報道関係の皆様にお願いしたのですけれども、これは あくまでもこちらの素案でございまして、この数字が一人歩き する場合がございます。ぜひともこの点に関しましてはご配慮 をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○髙山委員

批判といいますか、数合わせじゃないかという意味でいろい ろな意見が地域から出てくるということで意見書などが出てく ると思いますので、その辺を踏まえていただきたいと思います。 よろしゅうございますか。

○委員長

続きまして、平成 22 年度全国学力・学習状況調査について、 学校支援課からお願いします。

○学校支援課長

全国学力・学習状況調査への参加についてでございます。64ページをご覧ください。1月にお話しいたしましたように、平成22年度に市が行う学力実態調査として、文部科学省の全国学力調査を活用するというものでございます。

このたび、文部科学省では、全国学力・学習状況調査の目的 と方法を見直し、基本的には、全国及び各都道府県の学力実態

3 2

の概要を把握するために、全国の 30%程度の抽出校による実施としました。新潟市内の抽出校は、小学校 26 校の 22.8%、中学校が 30 校で 52.6%、全体では 56 校の 32.7%と通知が届いております。また、文部科学省では希望利用方式をとり、自治体が希望する場合は文部科学省が問題用紙の配布をし、学力調査として活用し、市町村や学校において、より詳細な学力実態の把握を可能としています。

そこで、新潟市教育委員会といたしましては、平成22年度に市内すべての小学校6年生と中学校3年生が全国学力調査の国語、算数・数学の問題用紙の配布を受け、市が採点、集計、分析を行うことによって、市の学力実態調査とすることと考えています。全国学力調査を活用する目的は、一人ひとりの児童生徒の学力実態を把握し、細やかな指導に努めるように支援し、学力の向上を図ることと、小中学校の学力実態を把握し、学校への個別支援等により教員の指導力を育成するとともに、学校力の向上を図ることです。

対象学年と実施教科につきましては、資料の2番のとおりでございます。

調査実施日は、文部科学省から指定された平成 22 年4月 20 日火曜日でございます。取り組みといたしましては、全国学力調査の各問題の正解、不正解、無答の結果を受けて指導改善を行い、きめ細かな指導によって児童生徒の学力を保障していく各学校の活動を支援、指導していきます。合わせて、市内小中学校の学校力の向上を図っていきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまのことについて、ご意見、ご質問をちょうだいした いと思います。

前回協議会でやりましたが、今日、決定ということですよね。 それで、結果は大体いつごろ出せそうなのですか。

○学校支援課長

細かいことは、これから業者委託もありますので、夏休み中 にはと考えています。

○委員長

なるべく早めに結果を出して、それを反映させるようにしていただきまして、手遅れと言うと誤解がありますけれども、そういうことでお願いしたいと思います。

これは文部科学省でやるのも同時に我々のほうで採点してしまうということですか。

○学校支援課長

抽出校は文部科学省の指定した業者へ行きます。

○委員長

一緒にやってしまっていいのではないでしょうか。文部科学

省は遅いでしょう。いつも 10 月くらいに出ますよね。

○学校支援課長

それは第1回目でしたが、去年は夏休みころには来ましたの

○委員長

文部科学省も早めに出すということですね。

○髙山委員

ほかの市は大体どのような感じですか。長岡市とか上越市とか、 か、みんなこれに乗っかる感じですか。

○学校支援課長

ほかも全部新潟市と同じような対応を執るとは聞いておりません。市町村によって、予算の問題もありますし、完全に参加しないというところは少ないと思いますけれども、学校で採点するとか、希望した学校だけをするという方法をとっているところもあるやには聞いております。

○委員長

よろしゅうございますか。

続きまして、古津八幡山古墳史跡整備事業に係る訴訟について、お願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。

古津八幡山古墳史跡整備事業に係る訴訟について、このたび、 最高裁判所の判決があり、裁判が確定いたしましたので、ご報 告申し上げます。65ページをお願いしたいと思います。この訴 訟につきましては、国指定史跡古津八幡山遺跡の範囲内にあり ます、古津八幡山古墳に係る訴えでありますことから、議案と して、教育委員会でご意見をいただき、平成18年2月議会で訴 えの提起について、それから、平成19年6月議会で訴えの変更 について、それぞれ議決を経て裁判を進めてまいりました。

まず、古津八幡山遺跡についてでありますけれども、67ページのカラーの図面をご覧ください。遺跡の場所は秋葉区新津美術館裏手の新津丘陵の尾根に位置します弥生時代後期の高地性環濠集落と、古墳時代前期の大型古墳を主とする複合遺跡でございまして、平成17年に約11.5~クタールが国の史跡に指定されました。古津八幡山古墳は、イメージ図の右側にお椀を伏せたようにオレンジ色に描かれているところでございまして、直径約60メートルの県内最大規模の円墳で、古津八幡山遺跡の中核部分を構成する重要な遺跡です。

65ページに戻っていただきまして、この古墳内に新潟市と市内在住の男性との共有地として登記されている土地 3,838 平方メートルについて、男性の持ち分は全体のわずか 0.8%、約 30 平米に過ぎませんが、国への史跡指定の同意も買収にも応じてもらえず、史跡の指定範囲から除外されています。本格的な発掘調査ができず、史跡整備の大きな障害になっていることから、

顧問弁護士と協議し、当事者間では進展の見込みがないと判断 しまして、平成18年2月に議決を経て、3月27日に新潟地裁 に共有地の分割請求を提訴いたしました。

この裁判での大きな争点は、当該地は元々誰の所有であった かということです。新潟市は、登記簿に記載されているように、 戦時中に旧金津村から当時の大字古津、現在の古津自治会の有 力者5人が買い受け登記した5人の共有地であるとの主張に対 し、男性は、当時の大字古津の区長であったその方の祖父一人 が買い受けたもので、他の4人は名義を貸しただけで所有権は ないと主張し、市による所有権移転登記の取り消しなどを請求 しました。その後、裁判の過程で当該地は大字古津の所有であ り、男性個人には所有権がない、また、平成元年に公園用地と して旧新津市と大字古津の間で売買契約が締結され、売買代金 が大字古津に支払われていることが確認されました。したがっ て、当該地は法務局に登記されているような新潟市と男性の共 有地ではなく、平成元年の売買によって所有権はすべて新潟市 に移っていることを主張すべきとの弁護士の方針によりまし て、平成19年6月議会で議決を得て、訴えの目的を「持ち分の 全部移転登記請求」に変更し、同年7月10日に新潟地裁に訴え の変更申立書を提出し、裁判で争ってきました。平成21年1月 に結審し、同3月26日に新潟地裁で判決があり、裁判所は新潟 市の主張を全面的に認め、男性に平成元年売買を原因とする持 ち分の全部移転登記を命じました。

男性はこの判決を不服としまして、平成 21 年 4 月 8 日、東京高等裁判所に控訴いたしました。8 月 10 日、東京高裁は控訴棄却の判決を言い渡しました。男性はこの高裁判決も不服として、最高裁に上告いたしましたが、平成 21 年 12 月 22 日、最高裁は上告棄却の判決を通知し、新潟市の主張を認めた第一審判決が確定いたしました。第一審判決の確定を受けまして、法務局に男性の持ち分を新潟市に全部移転登記の手続きを申請し、平成22 年 1 月 15 日付で所有権の全部移転登記が完了いたしております。

今後の予定ですが、今年の夏ごろに古津八幡山遺跡約 3,800 平方メートルを国に史跡の追加指定を申請し、認められました ら確認調査を行い、平成 24 年度以降に古墳部分の史跡整備を実 施していきたいと思っております。

○委員長

○髙山委員

この件に関して、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。 去年の終わりに決着を見たわけですけれども、その後何か言 ってきたことはありますか。

○歴史文化課長

いえ、特にありません。

○委員長

ありがとうございました。

指導が不適切な教職員に関する審査会の報告に関しては人事 案件でございますので、非公開部分といたします。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

3月定例会は、3月17日(水)午後3時から、4月につきましては、現在調整中でございますので、決定次第ご連絡申し上げます。

第6 協議会

○委員長

ここで一旦定例会を終了させていただきまして、引き続き、 公開の協議会に移らせていただきます。

協議会、教育ビジョン後期実施計画について、教育総務課からお願いいたします。

○教育総務課長

教育ビジョンの後期実施計画の素案と概要版の素案について ご説明申し上げます。お配りしてあります実施計画、それから 概要版という順番でご説明申し上げますので、最初に教育ビジョンの後期実施計画素案の冊子、厚いほうをご覧ください。

まず、表紙と本文1ページをめくっていただきまして、目次 をご覧ください。前期実施計画を踏襲した項目立てで作成して おります。

次に、5ページ、基本計画、表の右上、事業数の欄をご覧いただきますと、総事業数を 124 と記してありますが、この事業数は再掲の数を除いた数字で表しております。

続いて、6ページから14ページ、各施策、事業の体系図が記 してありますが、事業の枠内に新規と拡充を示してあります。

続いて、15 ページから 17 ページに後期の重点施策、5つの 学びの扉を示しております。ここでは、概要版と同様に重点施 策の説明や主要となる事業を掲載しております。

19ページにいきますが、施策別の計画をご覧ください。施策別の計画の見方を示してありますが、施策の体系と施策の計画があり、施策ごとに施策についての説明、成果指標、施策を構成する事業を掲載しております。20ページから67ページまでの施策計画の中身につきましては、このあと概要版でご説明いたします。

75ページ、参考資料の③新潟市教育ビジョン後期実施計画策 定経過をご覧ください。今年度、5回の教育ビジョン推進委員 会を開催し、外部委員の意見を活かしながら後期実施計画の策定を進めてまいりましたが、今後の予定といたしましては、13番以降になりますが、本日の協議会や議会の委員会への説明を経まして、3月の教育委員会定例会にて承認をいただく予定としております。

続いて、概要版につきましてご説明申し上げます。この見開きのほうをご覧ください。まず、1回開いていただきますと、 左のほうに計画の概要、右に基本構想がございます。このページも前期の概要版を踏襲して記載しております。

さらに、両脇のページを開いていただきますと、5つの学びの扉の全体像になります。全体の構成といたしましては、左端のページの施策体系で、表中の網掛けが後期の重点施策であり、学校関係者や市民にわかりやすくPRするために、それらの重点施策を五つのまとまりに組み替えたものが学びの扉でございます。これらを押し進めることで、教育ビジョンが目指す子どもの姿、市民の姿につながるように、中央に向けて矢印で表してあります。

5つの学びの扉の中身について、順次ご説明申し上げます。 中央ページの一つ目の扉、「学・社・民の融合による教育を進め ます」でありますが、特に、地域と学校パートナーシップ事業 は教育ビジョンの中核をなす施策であることから、成果指標と して数値目標を明記してあります。平成 26 年度までに地域教育 コーディネーターを全小中学校に配置してまいります。

続いて、中央より左ページ、二つ目の扉は「生涯を通じて学び育つ活動を支援し、家庭、地域の教育力を高めます」でございます。地域社会全体で子育てや教育活動を支える体制が求められていることから、基本施策7「家庭教育の充実と子育て支援」及び8-3「地域における生涯学習活動への支援」を重点施策として位置づけました。そして、後期計画での新たな重点の方向ということで、子どもからお年寄りまでいきいきと暮らせる地域づくりのキャッチフレーズを掲載してございます。

その下、三つ目の扉、「学校・教育関係職員への支援と校種間連携を進めます」でございますが、教職員が児童生徒とじっくりと向き合う環境を整えるという教育現場の課題から、施策 13 - 2 「教職員への支援体制の充実」を新たに位置づけております。

続いて、右端ページ、四つ目の扉が、「確かな学力、豊かな心、 健やかな体をはぐくみます」でございます。新潟市の児童生徒 の学力実態から、子ども一人ひとりの学力を保障することが最優先課題であることから、施策1-3「基礎・基本を身に付ける教育の推進」を新たに位置づけ、「すべての子どもが分かる・できる」のキャッチフレーズを掲載しております。

その下の五つ目の扉、「可能性と個性を伸ばす特別支援教育を 推進します」でございます。前期に引き続き、教職員や児童生 徒、保護者への相談支援や市民への啓発活動を充実させ、特別 支援教育のサポート体制を推進してまいります。

最後に、表紙が上になるようにたたんでいただきますと、その裏のページをご覧ください。上段に、前期も取り組んでまいりました「早寝早起き朝ごはん運動」に「ノーテレビ・ノーゲームデー」の実践的な取り組みを加え、学校、家庭、地域ぐるみの実践を奨励するメッセージを掲載いたしました。

これらの取り組みにつきましては、すでに教育委員の皆様からもご意見をいただいておりますように、体系的にどう進めていくかについては今後も十分に考えていく必要がありますが、各地の実践例からもさまざまな取り組み方や成果が報告されておりますので、子どもの生活習慣の改善、家庭学習や読書の時間の確保などを目指し、学校やPTA、市民に広く呼びかけていきたいと考えております。また、このような新潟市民を巻き込んだ実践運動に取り組んでいくことが、その下段に掲載してありますとおり、学・社・民の融合による教育ビジョンの実現につながると考えております。

○委員長

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

中身に関してはかなり議論させていただきましたので、この 体裁につきまして、まず、ご意見、ご質問をちょうだいしたい と思います。

〇山田委員

大変見やすくなっているのですが、これはカラーになると少し違うのかもしれませんけれども、このモットーというもの、5つの扉と言いながら二つのモットーという感じです。数合わせだけの話をしているのですが、何かその言葉はどうなのかなという感じがしないでもありません。五つともそれぞれモットーを作ってやるならば、それはそれでまた一つだろうとは思うのですが。

第2の扉ですか、「子どもからお年寄りまでいきいきと暮らせる地域づくり」とあります。右側、「すべての子どもが分かる・できる」とあります。これはモットーなのだそうです。そうい

う説明でしたよね。どうして職員のところ、あるいは特別支援 教育のところ、学・社・民のところにないのだろうということ だけです。

○教育総務課長

ほかのところにもぴったりとスローガンといいますかモットーでも、一発でその扉の内容がわかるようなものがあれば、もしかするといいのかもしれませんけれども、ほかのところには考えが及びませんでした。

〇山田委員

そう思っただけで、頑張って作ってきたから何か言わなければならないと思いましてお話をしたわけですが、それぞれのところに合い言葉のようなものがあればいちばんいいわけですから。

○委員長

地域における生涯学習活動の支援の中に、コミュニティ協議 会うんぬんの文章の中にひょっとしたら入れてもいいかなとい う感じがしないでもないですね。そうすると、ここだけなくな るので、それはどうぞご検討ください。

あまり情報量が多くなってしまうと読みにくくなるということがあって、こういうパンフレットは、どこを見たらいいのかということはあるのです。確かに、皆さんの思いが詰まっているので、何でもかんでも入れたいということになるのですけれども、はじめて見る人は、何なのだという思うはずです。やはり概要版というのは、見て、ああ、こういうことなのだという、自分なりに想像できるものでないと概要版にはならないですよね。

○鈴木教育長

ここは本当に削って削って詰めたらスペースがあまったみたいです。

○教育総務課長

特に、「家庭と地域の教育力を高めます」という扉が後期の新たな重点ということで、ここについては、「子どもからお年寄りまでいきいきと暮らせる地域づくり」ということで、新しい重点がより市民の方々によくわかるようにということで、キャッチフレーズということで掲載してあります。

〇山田委員

キャッチフレーズなのですか。

○小嶋委員

カラー版になってくるとまた違いますよね。写真も入っていますね。

○委員長

学・社・民の融合は中心だから、ここから発生していくとい う考え方なので、これは真ん中に来ないとだめですよね。

○教育総務課長

そうですね。これが前期、後期についてのいちばんの柱といいますか、根本的な構想でございます。

〇山田委員

学・社・民のところのコーディネーターの配置校数、こうい

うものは説得力がありますよね。こうするんですよということで、一目で数字でわかります。それで、訴える力も強い。そういうものがほかに出せるかどうかですね。少し難しいかもしれません。

○鈴木教育長

反対にここだけ指標を出したということです。

〇山田委員

真ん中だけ出した。いいじゃないですか、メインだから。

○委員長

この前の市長との懇談会でも、篠田市長が多忙化ではなくて 負担感という言葉をずいぶんおっしゃっていましたよね。その へんはどうしましょう。私たちは多忙化、多忙感ということで ずっとやってきたのですけれども、そうではなくて負担感なん だよねと市長が言うものだから、確かにニュアンス的には少し 違ってきている、負担感と多忙感とはまた少し違ってくるよう な気がするのです。その辺はどう思われますか。その辺、この 前の市長懇談会ではずいぶん悩んでいるところがありますの で。委員の皆さん、いかがですか。

〇山田委員

訴える力は多忙感と一般的に言われていますし、文部科学省もそう言っているわけですから、そういう意味では多忙化のほうがわかりやすいのではないかと思います。負担感というとどうでしょう。全く心構えの問題もありますので、負担感のほうがいいのかもしれませんけれども、わかりやすさを取るというのはどうですか。

○教育総務課長

私ども教育委員会の中では、あまりその負担感というような言い方は出てきておりません。多忙化の解消でありますとかそういうようなことで計画を進めておりますので、私どもとしては多忙化の解消ということで統一したほうがいいのではないかと考えております。

○髙山委員

子どもをきちんと育てるという負担を感じてもらわなければいけないですね。

○小嶋委員

負担の内容ですよね。個人と組織の、子どもの教育というだけではなくて、組織と個人のキャリア開発という意味において、適材適所で皆さん働けていなかったり、負担に感じるかどうかという本人の問題もありますから、やはり多忙化なのだろうと思います、言葉として言えば。実際は違うのです。本当はそこをもっと深いところなのです。

○委員長

全国共通の言葉でやったほうがわかりやすいと思います。そのほかございますか。

よろしゅうございますか。議論は尽くされて、あとはこの体 裁がどうかくらいのところだと思います。 **○髙山委員** これはカラーは何色ですか。

○教育総務課長 4色です。

○髙山委員 なぜ4色なのですか。

○教育総務課長 4色ですと、大分きれいな印刷になるということです。

○委員長 来月の定例会で承認させていただくという形になろうかと思

います。よろしゅうございますか。

第7 閉会宣言

○委員長 午後5時30分、閉会を宣言する。

(非公開部分) (議案第23号市立小・中・特別支援学校の校長の人事につい

てについて、審議し、可決する。)

(非公開部分) (報告案件 指導が不適切な教職員に関する審査会の報告につい

て、報告を行う。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員